

第15回 出雲崎町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年12月23日(木) 午後3時00分から午後5時30分

2 開催場所 出雲崎町役場 議員控室

3 出席委員

農業委員(4人)

会長	1番	内藤 仁
会長職務代理者	3番	森山 一郎
委員	4番	佐藤 一也
	5番	岡田 美由紀

農地利用最適化推進委員(5人)

三輪 均
田中 秀和
五十嵐 信義
遠藤 文男
山田 裕

4 欠席委員

農業委員 2番 諸橋 清隆

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 出雲崎農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更について

報告第2号 農用地利用配分計画案について

報告第3号 農用地利用配分計画案(移転)について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 矢島 則幸

事務局主任 関本 浩揮

7 会議の概要

事務局 ただいまから第15回出雲崎町農業委員会総会を開会いたします。

議長 農業委員のうち、2番 諸橋委員が欠席しております。農業委員5人中4人が出席しておりますので総会は成立しております。このまま総会を進行いたします。

議長 それでは、出雲崎町農業委員会会則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 それでは、3番 森山委員、5番 岡田委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の関本主任を指名いたします。

議長 3番の諸般の報告は特段ありませんので議事に入りたいと思います。

議長 それでは議事に入ります。報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、本日出席の推進委員に関係する事項があるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に準じて、該当番号の報告前に退席してもらいます。それでは事務局より説明願います。

事務局 報告第1号について説明します。議案書1ページからご覧ください。
報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、14件の報告がございます。

【議案書に基づいて番号1から番号9までの内容を説明】

事務局 本件は全て合意解約であります。
なお、番号1、2、3、4は中間管理権の解約となっております。以上、番号1から番号9までの説明を終わります。

議長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議長 特にないようですので、報告第1号の内、番号1から番号9までの報告を終わります。

議長 次に番号10番については、〇〇推進委員に関係する事項があるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に準じ

て、当該報告の終了まで退席を求めます。

—〇〇推進委員が退室される—

議 長 それでは、事務局より説明願います。

事 務 局 【議案書に基づいて番号10の内容を説明】

事 務 局 本件は合意解約であり、賃借権設定（利用権設定）がされている当該耕地について、中間管理機構を通し別の耕作者に設定されるものであります。
説明は以上です。

議 長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（意見、質問なし）

議 長 特にないようですので、報告第1号の内、番号10の報告を終わります。
ここで〇〇推進委員の除斥を解きます。

—〇〇推進委員が入室される—

議 長 退席された委員に報告します。報告第1号番号10番については問題なく、受理されました。

議 長 それでは、報告第1号番号11番より事務局から説明願います。

事 務 局 【議案書に基づいて番号11から番号14までの内容を説明】

事 務 局 案件は全て合意解約であり、番号11については、中間管理機構案件、番号14についてはこの後の議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請の案件により説明します。
説明は以上です。

議 長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（意見、質問なし）

議 長 以上で報告第1号を終わります。

議 長 続きまして、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について事務

局より説明願います。

事務局 議案第1号について説明します。議案書10ページからご覧ください。

【議案書に基づいて内容を説明】

事務局 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、2件の申請がありました。

番号1の申請地は、譲受人により耕作及び維持管理等がされて来ましたが、このたび双方の話し合いの結果、譲受人が取得する運びとなりました。

次に番号2についてですが、番号2の申請地は、譲受人の隣接したほ場に位置していることから、双方の話し合いの結果、譲受人が取得する運びとなりました。

なお、番号1及び番号2の譲受人については、地域の中心経営体として長年農業を営んでおります。農地法第3条の許可要件（判断基準）として、面積要件についての基準を満たしているほか、申請書類及び聞取り等から全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件について、満たしており、本案件は判断基準からみて許可相当と思われまます。

議長 ただいま事務局より説明がありました。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（意見、質問なし）

議長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第1号について許可することに賛成の方は、挙手願います。

（委員の挙手）

議長 全員ですので、議案第1号は原案のとおり許可いたします。

議長 続きまして、議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてですが、議事の中に本日出席の推進委員に関係する事項があるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に準じて、対象の番号の説明前に退席してもらいます。

議長 それでは番号1について、〇〇推進委員に関係する事項があるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に準じて、当該議案番号の審議終了まで退席を求めます。

—〇〇推進委員が退室される—

議 長 それでは、事務局より説明願います。

事 務 局 議案第 2 号について説明します。

事 務 局 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、利用権の新規設定 12 件の申請がありました。その内、11 件が中間管理事業となります。

 なお、申出書の内容を確認した結果、受け手となる農業者につきましては全員、農業経営基盤強化促進法第 18 条の 3 項の各要件、基本構想、農用地の効率利用、農作業従事要件を満たしている農業者と考えられます。

事 務 局 議案書 13 ページをご覧ください。

事 務 局 【議案書に基づいて番号 1 の内容を説明】

事 務 局 以上、番号 1 の説明を終わります。審議をお願いします。

議 長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

 (意見、質問なし)

議 長 特にないようですので、議案第 2 号の内、番号 1 について許可することに賛成の方は、挙手願います。

 (委員の挙手)

議 長 全員ですので、議案第 2 号の内、番号 1 は許可いたします。

議 長 ここで〇〇推進委員の除斥を解きます。

 —〇〇推進委員が入室される—

議 長 退席された委員に報告します。議案第 2 号番号 1 につきましては許可されました。

議 長 続いて議案第 2 号の内、番号 2 から番号 9 までを上程しますので、事務局から説明願います。

事 務 局 議案第 2 号番号 2 から番号 9 まで説明いたします。議案書の 13 ページをご覧ください。

事務局 【議案書に基づいて番号2から番号9の内容を説明】

事務局 以上、番号2から番号9までの説明を終わります。審議をお願いします。

議長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議長 特にないようですので、議案第2号の内、番号2から番号9について許可することに賛成の方は、挙手願います。

(委員の挙手)

議長 全員ですので、議案第2号の内、番号2から番号9については許可いたします。

議長 続いて議案第2号の内、番号10について上程しますが、〇〇推進委員に係る事項があるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に準じて、当該議案番号の審議終了まで退席を求めます。

—〇〇推進委員が退室される—

議長 それでは、事務局より説明願います。

事務局 議案第2号番号10について説明いたします。議案書の21ページをご覧ください。

事務局 【議案書に基づいて番号10の内容を説明】

事務局 以上、番号10の説明を終わります。審議をお願いします。

議長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議長 特にないようですので、議案第2号の内、番号10について許可することに賛成の方は、挙手願います。

(委員の挙手)

議 長 全員ですので、議案第2号の内、番号10は許可いたします。

議 長 ここで〇〇推進委員の除斥を解きます。

—〇〇推進委員が入室される—

議 長 退席された委員に報告します。議案第2号番号10につきましては許可されました。

議 長 続いて議案第2号の内、番号11について上程しますので、事務局から説明願います。

事務局 議案第2号番号11について説明いたします。議案書の21ページをご覧ください。

事務局 【議案書に基づいて番号11の内容を説明】

事務局 以上、番号11の説明を終わります。審議をお願いします。

議 長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議 長 特にないようですので、議案第2号の内、番号11について許可することに賛成の方は、挙手願います。

(委員の挙手)

議 長 全員ですので、議案第2号の内、番号11については許可いたします。

議 長 続いて議案第2号の内、番号12について上程しますが、〇〇推進委員に係る事項があるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に準じて、当該議案番号の審議終了まで退席を求めます。

—〇〇推進委員が退室される—

議 長 それでは、事務局より説明願います。

事務局 議案第2号番号12について説明いたします。議案書の22ページをご覧ください。

【議案書に基づいて番号12の内容を説明】

事務局 以上、番号12の説明を終わります。審議をお願いします。

議長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議長 特にないようですので、議案第2号の内、番号12について許可することに賛成の方は、挙手願います。

(委員の挙手)

議長 全員ですので、議案第2号の内、番号12は許可いたします。

議長 ここで〇〇推進委員の除せきを解きます。

—〇〇推進委員が入室される—

議長 退席された委員に報告します。議案第2号番号12につきましては許可されました。これにて、議案第2号に関する議事は全て許可となりましたので次の議事へ進みます。

議長 続きまして議案第3号 出雲崎農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更について事務局より説明願います。

事務局 それでは議案第3号について説明します。

議案書の23ページをご覧ください。議案第3号出雲崎農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更について出雲崎町長より農用地区域からの除外に伴う協議を求められました。計画変更に伴う国への申請にあたり、農業委員会及びJAの同意が必要であるため、農業委員会としては総会の場で審議することになります。

出雲崎町は大新潟カントリークラブ出雲崎コース、ゴルフ場になりますがそれ以外は全て農業振興地域となります。その中で集団性が高く農地利用に適している箇所、農用地区域（いわゆる青地）及び、集団性が低く土地改良事業等の耕地整備が行われていない又は、見込みのない、農用地区域外（いわゆる白地）に区分されております。

農業委員会としては、除外要件に適合しているか否かの判断をし、適合と認められ議決された場合は出雲崎町長に同意書を提出することになります。

このたび、2件の農用地区域からの除外にかかる変更協議があります。

まず1件目ですが、場所は大字乙茂地内です。

事務局 【議案資料の内容を読み上げ】

事務局 変更理由は株式会社〇〇、株式会社〇〇による木質バイオマス発電所の建設によるものです。

別紙議事資料に当該箇所の位置図、写真がございます。

なお、当該農地につきましては、大字〇〇の〇〇さんが利用権設定により水稻をされておりますが、このたびの木質バイオマス発電所建設の話を受け、合意解約手続きをすることで了解しております。

事務局 【別紙議事資料の内容を説明】

1 番 現地を確認してまいりましたが、当該農地は国道 116 号からゴルフ場へ行く途中にある農地です。現地の状況は、資料のとおりとなっております。令和 3 年は水稻が作付けされていたとのことですが、事務局からの説明のとおり周りへの影響は少ないと判断でき、事業の実施に関する検討結果等を考慮すると当該農地を使用することは致し方ないと考えられます。

推進委員 排水を下流域へ流すことについては、影響が無いと説明していますが取水による受益者がいることから、気になる部分であります。

議長 農業委員会としては、今後、事業が進むことになったとしても監視する必要があると考えます。

事務局 基本的に排水対策については、油水分離槽、合併処理浄化槽を通して処理し、冷却水は、副産物として内部で処理するため、外部に流すことはしないとのことです。

推進委員 発電所建設予定地について、周辺への影響は無いと考えられますが、事業排水が気になります。大丈夫とのことですが、仮に事業が失敗した際の補償等が決まっていないように感じられることから、今、判断するには疑問があります。

また、排水は最終的に島崎川に合流することから、下流域には大きな権利を持っている農業者もいるため、話が通っているかも懸念されるようです。

事務局長 除外について適正かどうか判断いただくうえで、環境面等の懸念もあろうかと思いますが、環境面、河川への排水については町の各担当課が窓口となって対応することで適正に事業が進められていくものであります。排水等の対策についてここでは結論が出ませんが、今後事業を進めていくうえで行政と事業者が問題無いように対応していくことがあることを踏まえ検討いただきたいと思います。

また、候補地については 3 箇所ありましたが、道路からのアクセスや周辺への配慮を考慮した結果、当該箇所が選定されました。昨年 1 2 月に集落説明が

行われ、地権者からも同意を得ているとのことです。

議長 排水の影響が考えられる場合は、行政も責任を持って対応していくことになるかと思えます。下流域への説明は今後、行われるという認識でよいのでしょうか。

事務局長 下流域への説明が行われるかどうかについて、事業者から話はありませんが、影響があるとなれば説明は必要であると考えます。

事務局 転用申請となれば被害防除策等の概要を提出してもらうことになります。

委員 除外を検討するうえで周辺農地への影響を考えなければならないが、情報が少なすぎる。

事務局長 懸念事項については事業者へ対応してもらうように伝えます。
また、情報が少なく、判断ができないということであれば、事業者から直接説明をしてもらう場を設けたいと考えます。

委員 今後、事業が進むとこの農地は売買されるのでしょうか。

事務局 売買する方向で地権者からは同意を得ているとのことです。

議長 それでは、大字乙茂地内の木質バイオマス発電所については、事業者から説明をしてもらい、再度審議したいと思えますので、継続審議とします。

事務局 引き続き、大字山谷地内の案件について説明させていただきます。議案書は23ページをご覧ください。

【議案資料の内容を読み上げ】

事務局 変更理由は出雲崎町による山谷団地第2期目の計画となる住宅宅地造成によるもので、当該箇所的位置図、写真は別紙議事資料のとおりです。

なお、当該農地につきましては、過去農業委員会でエゴマの試験栽培を行った場所であり、現在は休耕地となっており、地権者の方が草刈り等により維持管理を行っています。

事務局 【別紙議事資料の内容を説明】

推進委員 現地を確認してまいりましたが、現地の状況は、資料のとおり休耕地であります。事務局からの説明のとおり周りへの影響は少ないと判断でき、事業の実施に関する検討結果等を考慮すると当該農地を使用することは致し方ないと考えられます。

事務局長 宅地造成事業については、町の重要な施策として今後も、継続して行ってい

く方針であります。

なお、事業規模については、駅や学校に近く、交通の便が良いこと等を考慮した結果、現在の計画になったと考えます。

委員 境界確認についてはどうなっているのか。

事務局 年度内に用地測量を完了させ境界立ち合いを行ったうえで正式に決定されるされると考えられます。

議長 大字山谷地内の案件について他にご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議長 ご意見、ご質問が無いようですので、議案第3号については、大字山谷地内の宅地造成に関する事業のみ同意することで賛成の方は、挙手願います。

(委員の挙手)

議長 全員ですので、議案第3号の内、大字山谷地内の宅地造成に関する部分は同意します。

議長 続きまして報告第2号 農用地利用配分計画案についてですが、議事の中に本日出席の推進委員に関係する事項があるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に準じて、対象の番号の説明前に退席してもらいます。

議長 それでは番号1について、〇〇推進委員に関係する事項があるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に準じて、当該報告の終了まで退席を求めます。

—〇〇推進委員が退室される—

議長 それでは、事務局より説明願います。

事務局 報告第2号について説明します。先ほど許可を得ました議案第2号から、中間管理機構である新潟県農林公社からの転貸先についての報告となります。

なお、農用地利用配分計画は新潟県が公告(告示)し、決定しますが中間管理機構の要請により市町村(出雲崎町農業再生協議会)が農用利用配分計画案を作成するときは、農業委員会の意見を聴くことになっており、委員のみなさんに把握していただくため、この場で報告させていただきました。

それでは議案書の24ページをご覧ください。

事務局 【議案書に基づいて内容を説明】

事務局 以上、番号1の説明を終わります。審議をお願いします。

議長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議長 特にないようですので、報告第1号の内、番号1の報告を終わります。ここで〇〇委員の除斥を解きます。

—〇〇推進委員が入室される—

議長 退席された委員に報告します。報告第1号番号1については問題なく、受理されました。

議長 続いて報告第2号の内、番号2から番号9までを報告しますので、事務局から説明願います。

事務局 それでは議案書の24ページをご覧ください。中間管理機構である新潟県農林公社からの転貸先についての報告となります。

事務局 **【議案書に基づいて番号2から番号9までの内容を説明】**

事務局 説明は以上です。

議長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

委員 使用貸借権設定とあるが詳しくは教えていただけますか。

事務局 賃借料0円で設定されている農地があるため、その部分については使用貸借権の設定となっております。

推進委員 使用貸借権設定の場合の中間管理機構の手数料はどうなるのか。

事務局 使用貸借権設定の場合の手数料は無しで手続きされています。
なお、賃借料が発生している分については手数料が掛かっております。

議長 他にご意見、ご質問のある方はいられますでしょうか。

(意見、質問なし)

議 長 特にないようですので、報告第2号の内、番号2から番号9までの報告を終わります。

議 長 次に番号10については、〇〇推進委員に関係する事項があるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に準じて、当該報告の終了まで退席を求めます。

—〇〇推進委員が退室される—

議 長 それでは、事務局より説明願います。

事務局 それでは議案書の32ページをご覧ください。中間管理機構である新潟県農林公社からの転貸先についての報告となります。

事務局 【議案書に基づいて番号10の内容を説明】

事務局 説明は以上です。

議 長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議 長 特にないようですので、報告第2号の内、番号10の報告を終わります。ここで〇〇推進委員の除斥を解きます。

—〇〇推進委員が入室される—

議 長 退席された委員に報告します。報告第1号番号10番については問題なく、受理されました。

議 長 続いて報告第2号の内、番号11を報告しますので、事務局から説明願います。

事務局 それでは議案書の32ページをご覧ください。中間管理機構である新潟県農林公社からの転貸先についての報告となります。

事務局 【議案書に基づいて番号11の内容を説明】

事務局 説明は以上です。

議 長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方は挙手願

います。

(意見、質問なし)

議長 特にないようですので、報告第2号の内、番号11の報告を終わります。これにて、報告第2号に関する内容は全て報告されましたので次の議事へ進みます。

議長 続きまして報告第3号農用地利用配分計画案(移転)について、事務局より説明願います。

事務局 報告第3号について説明します。中間管理機構である新潟県農林公社が利用権の設定をしている農地につきまして、転貸先の変更がありますのでご報告いたします。

なお、本案件につきましては、経営移譲による移転であります。
それでは議案書33ページをご覧ください。

事務局 【議案書に基づいて内容を説明】

事務局 以上で説明を終わります。

議長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議長 特にないようですので、特にないようですので、以上で報告第3号を終わります。

議長 以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員から発言あれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長 それでは、以上をもちまして出雲崎町農業委員会第15回総会を閉会いたします。

出雲崎町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名します。

令和3年12月23日

議 長

⑩

議事録署名委員

3 番

⑩

議事録署名委員

5 番

⑩